

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 市場施設の指定申請 |
| 概要 | 卸売業者・仲卸業者・関連事業者が使用する場内施設は、市長が指定します。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 中央卸売市場業務条例第58条（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例施行規則第79条（昭和47年規則第7号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第62条（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） |
| 審査基準 | <p>◎ 指定を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 申請者が、卸売業務、仲卸業務又は関連事業のいずれかの許可を受けていること</p> <p>○ 上記のいずれかの業務許可を受けていない者が、市場施設の指定を受けて施設を使用することはできません。</p> <p>(2) 施設指定を受けようとする申請場所及び用途が、許可を受けた業務を行うにつき適切な場所及び用途であること</p> <p>○例えば、卸売業者が仲卸売場を使用しようとする場合や卸売業者が卸売場をけい留所として使用しようとする場合は、施設の指定を受けることはできません。</p> <p>(3) 使用料、保証金及び電気、上下水道維持料を納期限までに納入できること</p> <p>(4) 市場施設を常に善良なる管理者の注意をもって維持し、使用できること</p> <p>(5) 関係諸規定を遵守できること</p> |
| 標準処理期間 | 2週間～1か月 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場） |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください） |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場） |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html |
| 備考 | — |